

第2章

犯罪の現状と課題

1 犯罪の状況

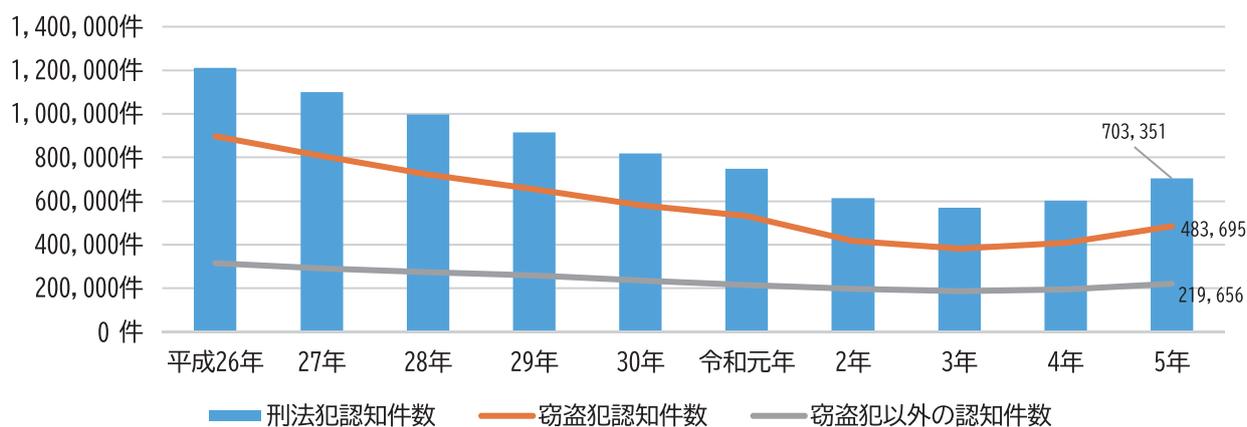
(1) 刑法犯認知件数等の推移(全国と札幌市)

令和5年(2023年)の全国における刑法犯認知件数は、703,351件と平成14年(2002年)をピークに減少していましたが、令和4年(2022年)から増加に転じました。

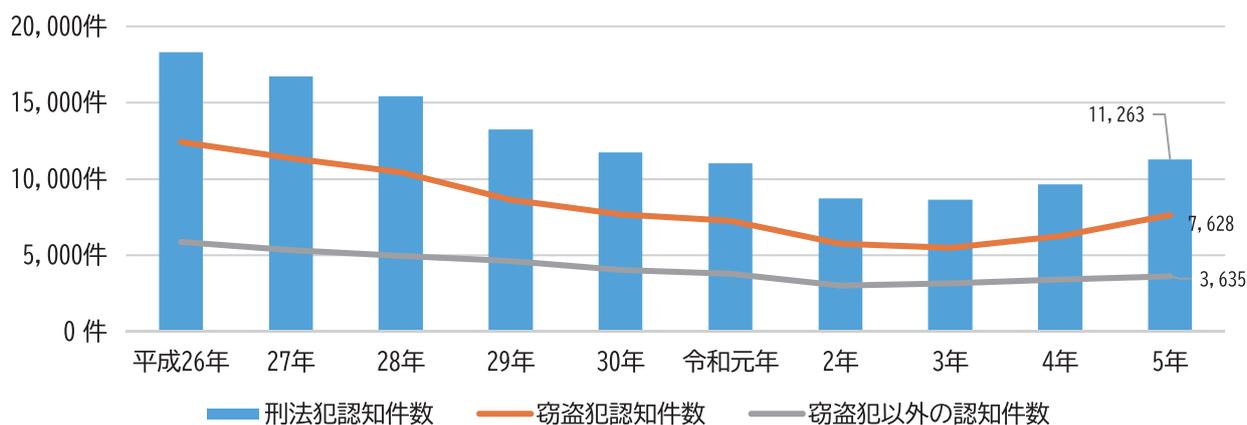
この傾向は札幌市においても同様で、札幌市における令和5年(2023年)の刑法犯認知件数は11,263件と、平成13年(2001年)をピークに減少が続き、令和4年(2022年)から増加に転じました。平成13年(2001年)のピーク時と比較すると、刑法犯認知件数は約7割減少しています。

※本章における各種犯罪統計は北海道警察の提供による

(図1) 全国の刑法犯認知件数



(図2) 札幌市の刑法犯認知件数



(2) 包括罪種^{※3}別認知件数の推移

令和5年(2023年)における札幌市の包括罪種別認知件数は、窃盗犯が全刑法犯の67.7%を占めています。また、前年と比較して知能犯以外の刑法犯が増加しています。

窃盗犯の主な手口は自転車盗であり、約4割を占めています。また、粗暴犯では暴行が、風俗犯では不同意わいせつが増加傾向にあります。

(表1) 札幌市の包括罪種別認知件数

(単位:件)

罪種	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
窃盗犯	12,427	11,351	10,451	8,628	7,686	7,273	5,734	5,489	6,258	7,628
凶悪犯	88	69	77	68	69	45	51	57	71	92
粗暴犯	1,014	925	1,079	1,278	1,248	1,190	968	1,103	1,381	1,551
知能犯	506	514	414	441	375	407	329	377	481	380
風俗犯	503	564	453	479	391	355	284	225	219	255
その他	3,757	3,279	2,948	2,343	1,949	1,777	1,378	1,382	1,240	1,357
合計	18,295	16,702	15,422	13,237	11,718	11,047	8,744	8,633	9,650	11,263

(表2) 窃盗犯の手口別認知件数

(単位:件)

手口	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
侵入盗	1,225	1,708	1,348	884	647	666	495	300	339	289
ひったくり	33	23	16	19	14	10	4	4	9	8
車上ねらい	1,113	551	1,002	729	601	418	207	190	201	199
自転車盗	4,256	3,961	3,095	2,693	2,406	2,371	1,800	1,688	2,602	3,365
その他	5,800	5,108	4,990	4,303	4,018	3,808	3,228	3,307	3,107	3,767

※3 包括罪種
刑法犯を罪種の類似性などから、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の6種類に分類したもの

(表3) 粗暴犯の手口別認知件数

(単位:件)

手口	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
凶器準備 集合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行	571	510	605	808	842	784	615	736	899	980
傷害	360	353	392	400	338	331	288	290	386	443
脅迫	42	44	58	56	55	57	52	64	79	95
恐喝	40	18	24	14	13	18	13	13	17	33

(表4) 風俗犯の手口別認知件数

(単位:件)

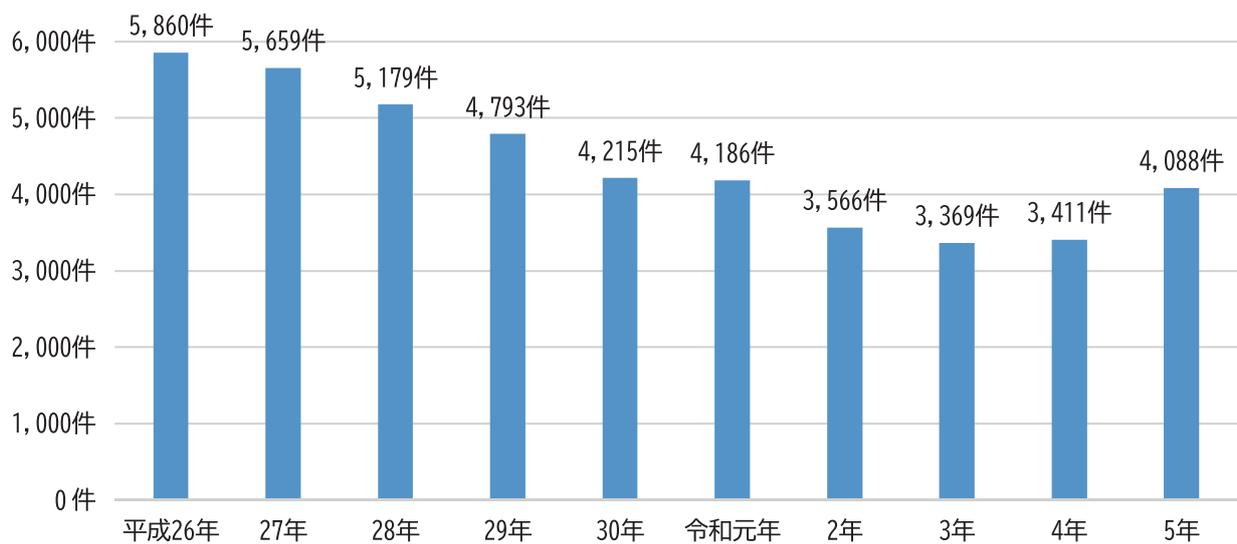
手口	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
賭博	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0
不同意 わいせつ	115	150	99	87	74	70	79	74	69	85
公然わいせつ・ 頒布等	384	414	354	392	317	285	203	151	150	123
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47

(3) 子どもの犯罪被害状況^(注)

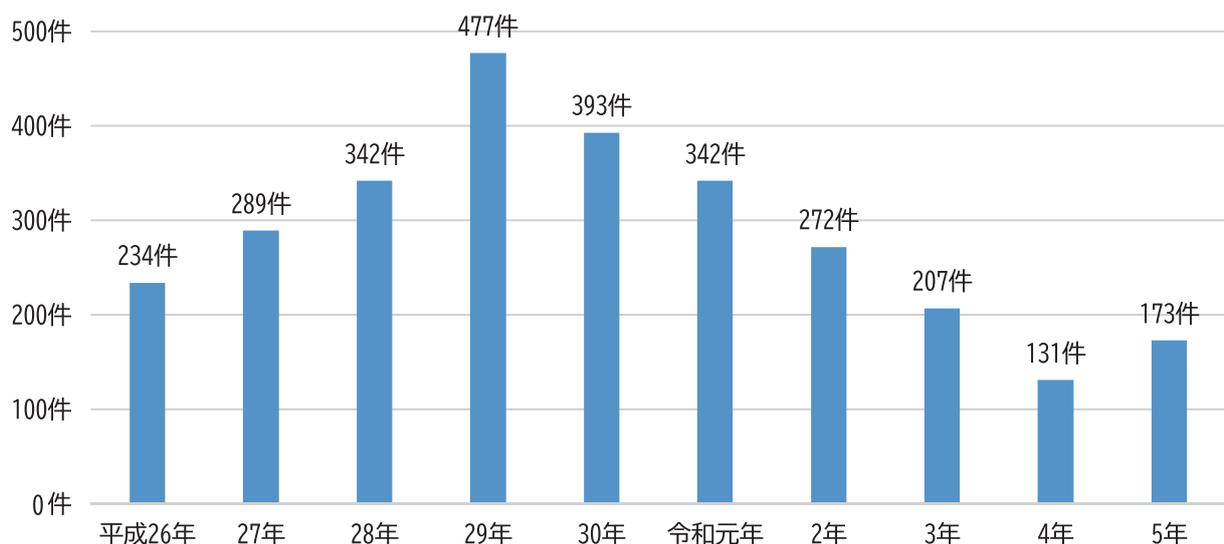
札幌市における子どもの被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和4年(2022年)から増加に転じました。

(注) 刑法の改正により、令和5年(2023年)7月から「子ども」の定義を13歳未満から16歳未満に変更

(図3) 子どもの犯罪被害状況



(図4) 子どもの前兆事案^{※4}状況

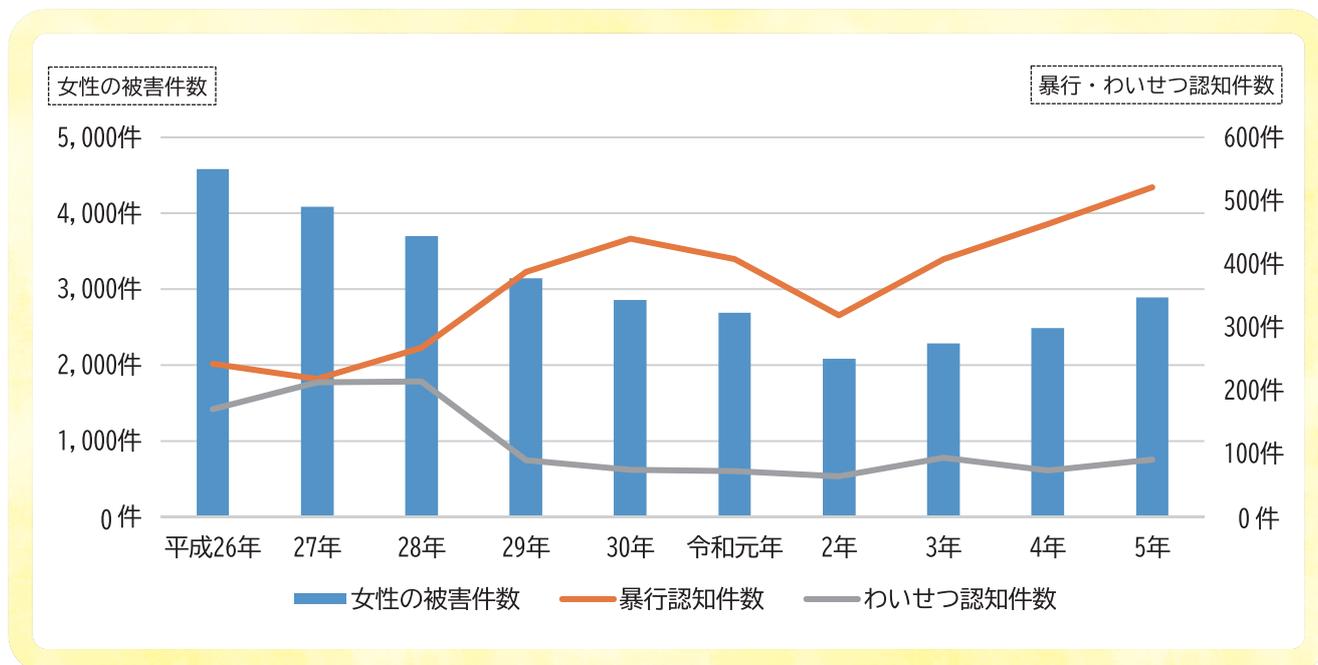


※4 前兆事案
凶悪犯罪や性犯罪などの前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい」などの行為のこと

(4) 女性の犯罪被害状況

札幌市における女性の被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和3年(2021年)から増加に転じました。わいせつ被害は横ばいで推移していますが、暴行被害が増加傾向となっています。

(図5) 女性の犯罪被害状況



(表5) 女性の犯罪被害状況

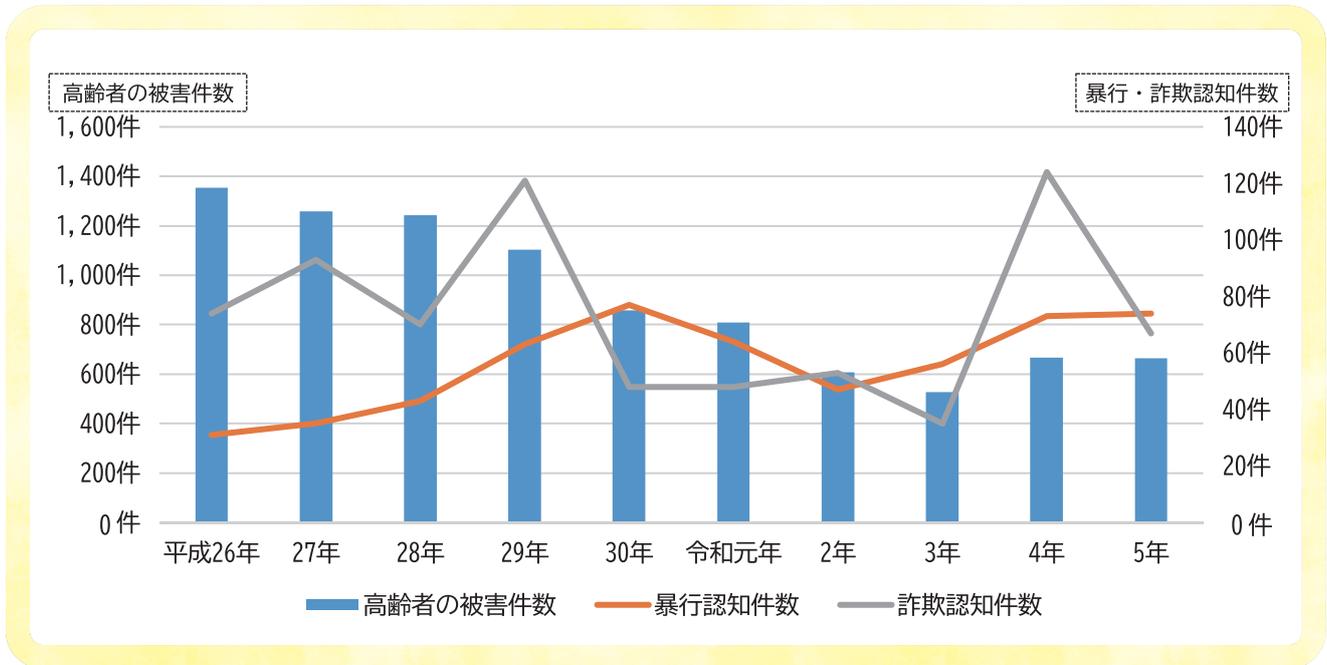
(単位:件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	4,581	4,085	3,700	3,140	2,859	2,690	2,079	2,289	2,486	2,892
暴行	242	218	267	387	440	407	319	407	463	521
不同意わいせつ ・公然わいせつ	170	213	214	89	74	72	64	93	73	90

(5) 高齢者の犯罪被害状況

札幌市における高齢者の被害件数についても刑法犯認知件数と同様に減少していましたが、令和4年(2022年)から増加に転じました。暴行被害が増加傾向となっているほか、詐欺被害が令和4年(2022年)に急増しています。

(図6) 高齢者の被害状況



(表6) 高齢者の犯罪被害状況

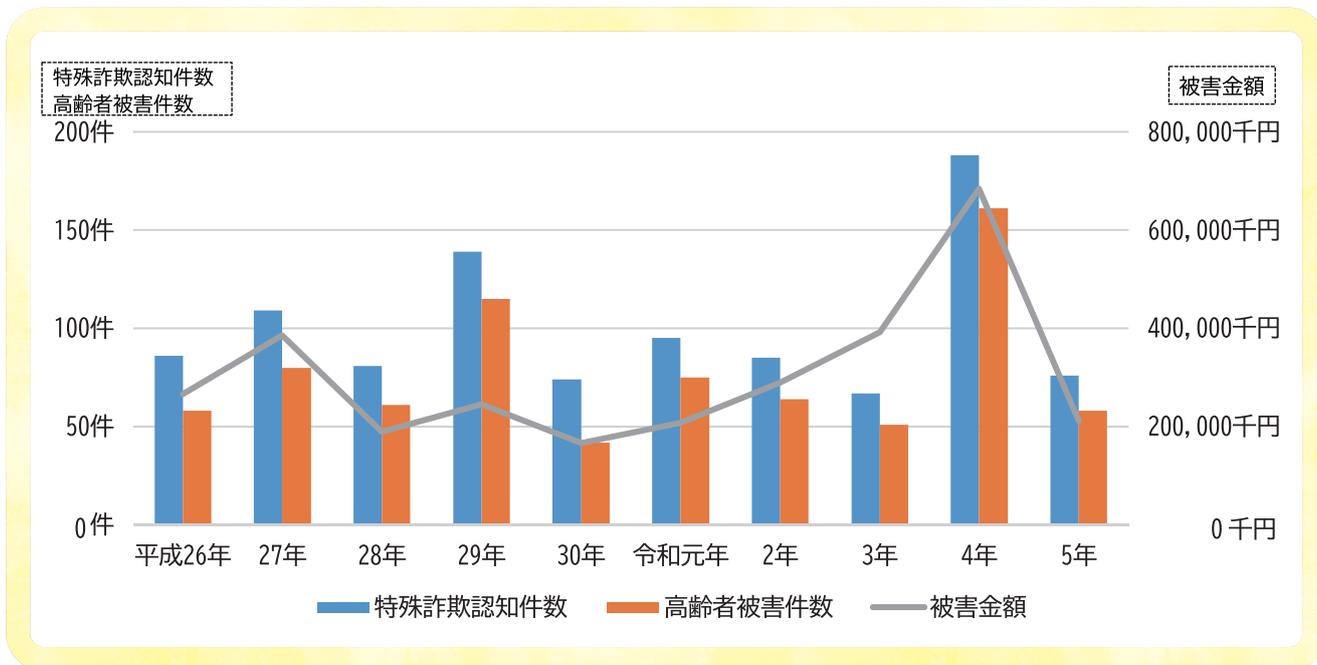
(単位:件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	1,354	1,259	1,243	1,103	859	808	607	527	667	665
暴行	31	35	43	63	77	64	47	56	73	74
詐欺	74	93	70	121	48	48	53	35	124	67

(6) 特殊詐欺^{※5}被害状況

札幌市における特殊詐欺被害は、年間80件程度で推移しており、認知件数のうち約70～80%の被害が高齢者となっています。令和4年(2022年)が認知件数、被害金額ともに最も多く、認知件数が188件、被害金額が約6億8,000万円でした。

(図7) 特殊詐欺の被害状況



(表7) 特殊詐欺被害の認知件数

(単位:件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害件数	86	109	81	139	74	95	85	67	188	76
高齢者被害件数	58	80	61	115	42	75	64	51	161	58

(表8) 特殊詐欺被害の被害額

(単位:千円)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
被害額	266,359	385,922	189,327	245,258	166,588	207,198	290,063	392,342	684,023	212,084

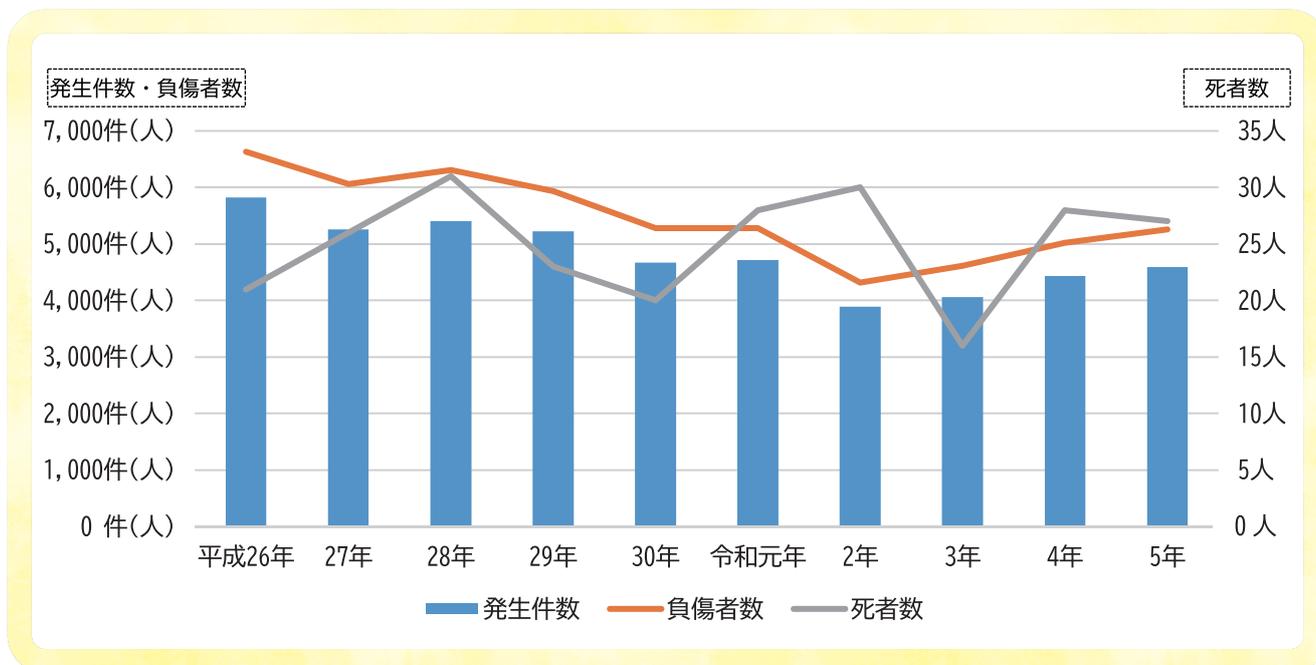
※5 特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称

(7) 交通事故(人身事故)の発生状況

札幌市における交通事故(人身事故)発生件数は平成12年(2000年)の12,410件をピークに減少傾向が続いていましたが、令和3年(2021年)から増加に転じ、令和5年(2023年)は4,592件となっています。また、令和5年(2023年)の負傷者数は5,256人、死者数は27人でした。

(図8) 交通事故(人身事故)の発生件数、負傷者数及び死者数



(表9) 交通事故(人身事故)の発生件数

(単位:件)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
発生件数	5,819	5,253	5,407	5,223	4,675	4,721	3,893	4,061	4,428	4,592

(表10) 負傷者数及び死者数

(単位:人)

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
負傷者数	6,631	6,062	6,307	5,930	5,282	5,282	4,317	4,610	5,019	5,256
死者数	21	26	31	23	20	28	30	16	28	27

2 市民意識の実態

防犯及び犯罪被害者等への支援に関する市民の意識を把握するため、インターネットアンケートを実施しました。

(1) インターネットアンケートの概要

- ・調査方法：調査会社の登録モニターにメールを配信し、Webシステムで回答を回収
- ・調査対象：15歳以上の札幌市民
- ・調査期間：令和2年（2020年）11月18日～12月9日
令和6年（2024年）6月13日～6月19日

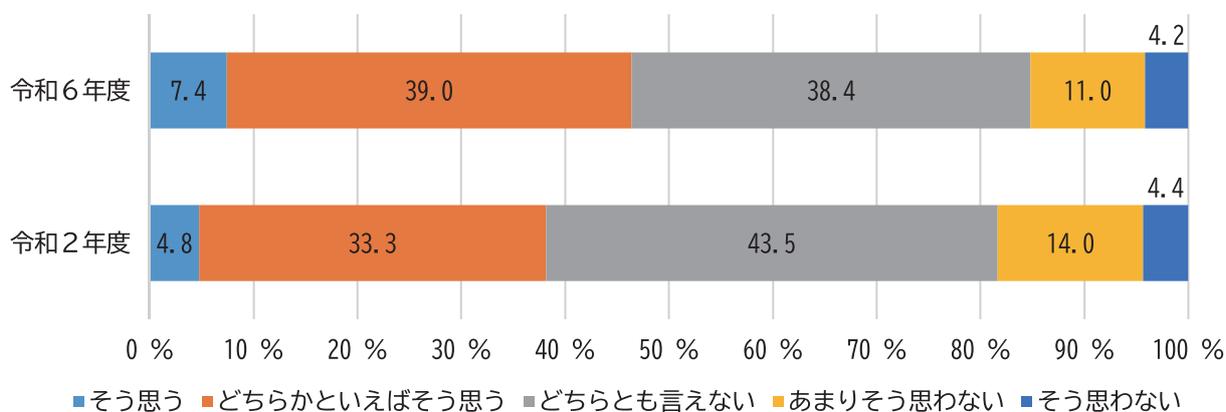
回答数：	年度	30代以下	40代	50代	60代以上	合計
	令和2年度	120人	120人	120人	120人	480人
	令和6年度	150人	100人	100人	150人	500人

※回答の男女比は各年代1:1である

(2) インターネットアンケートの回答結果

ア 札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思いますか。

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」人の割合は46.4%と、令和2年度（2020年度）と比較して8.3ポイント増加しています。

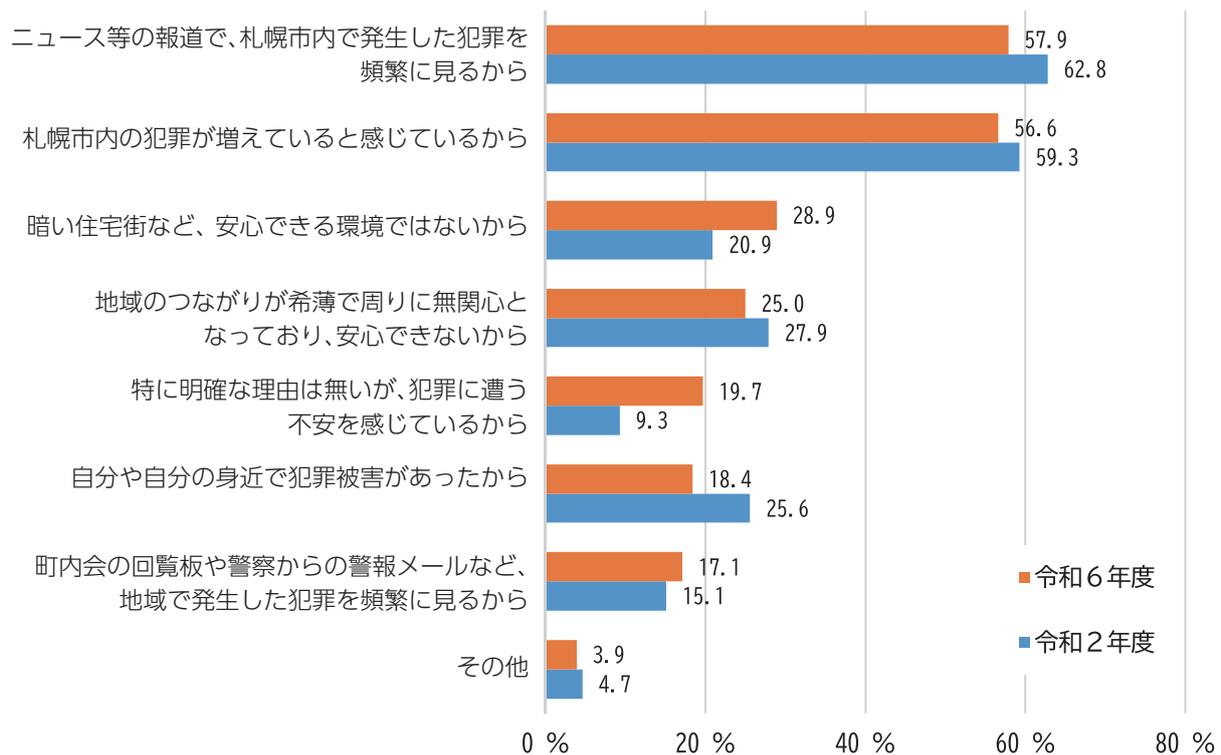


イ (アで「そう思わない」、「あまりそう思わない」と回答した人に対して)

「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」ではないと思った理由は何ですか。

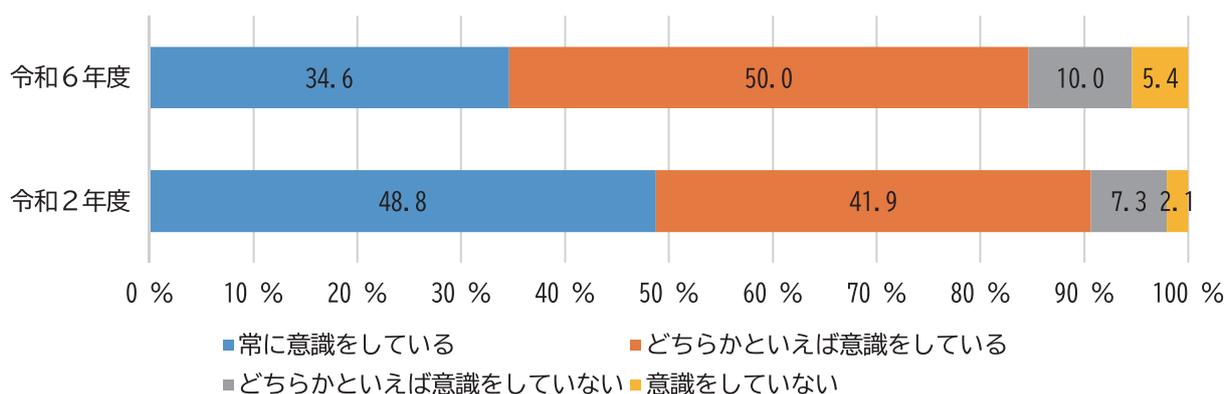
(複数回答可)

令和2年度(2020年度)から回答の傾向に大きな差はなく、「ニュース等の報道で、札幌市内で発生した犯罪を頻繁に見るから」、「札幌市内の犯罪が増えていると感じているから」と回答した人の割合が50%を超えています。



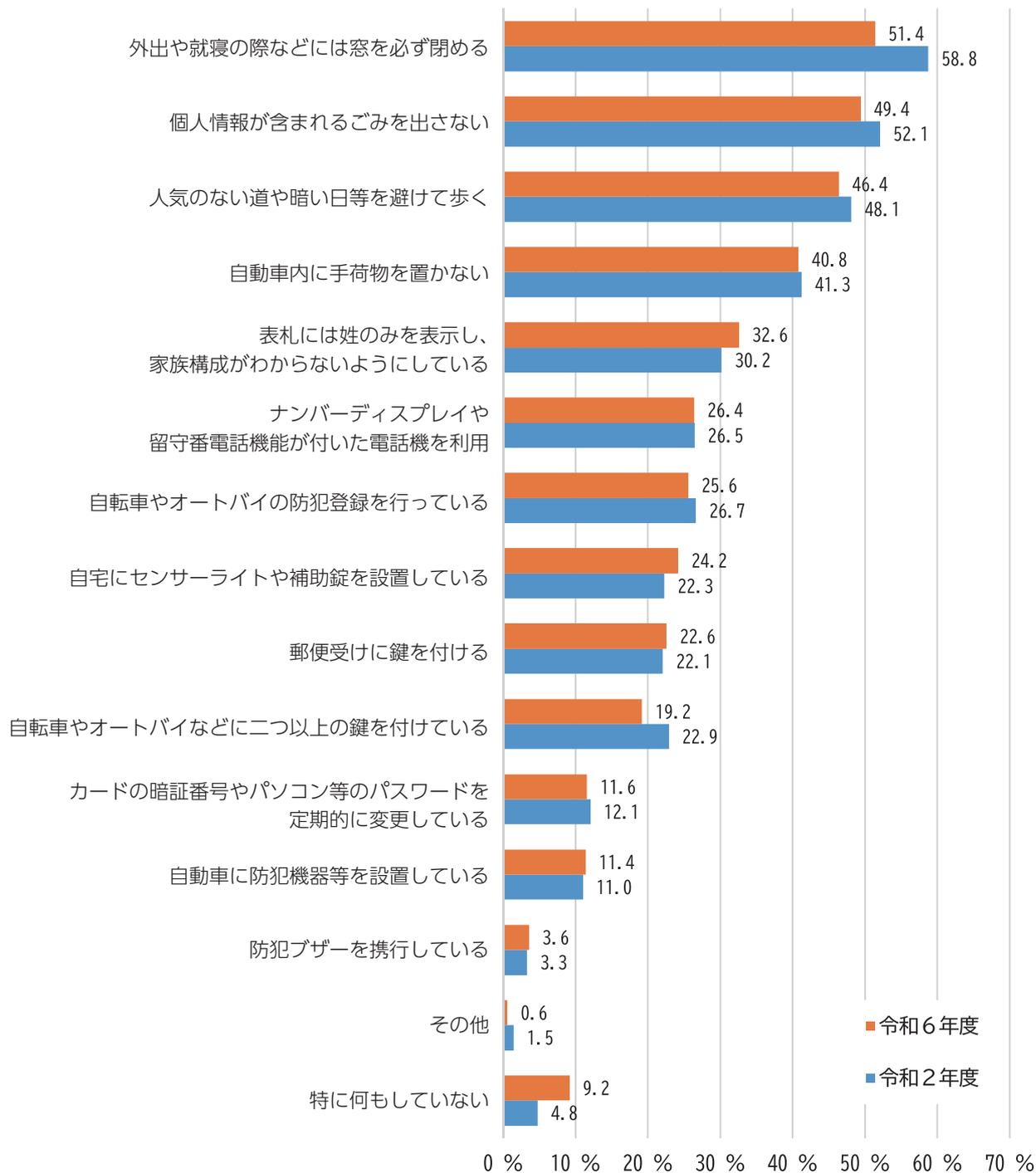
ウ 自ら犯罪に遭わないよう、出かけるときは短時間でも施錠したり、明るい道を歩くなど、常に防犯意識をもって暮らしていますか。

「常に意識をしている」、「どちらかといえば意識をしている」と回答した人の割合は84.6%と、令和2年度(2020年度)と比較して減少傾向で推移しています。



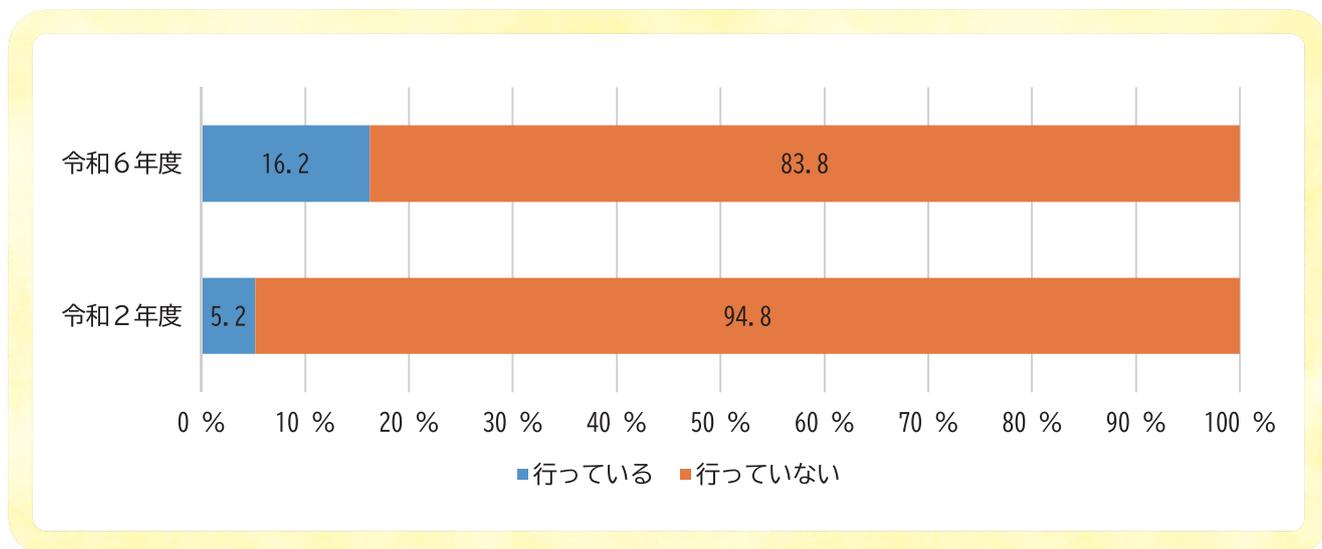
エ どのような防犯対策をしていますか。(複数回答可)

令和2年度(2020年度)から回答の傾向に大きな差はなく、「外出や就寝の際などには窓を必ず閉める」、「個人情報が含まれるごみを出さない」と回答した人の割合が約50%となっています。



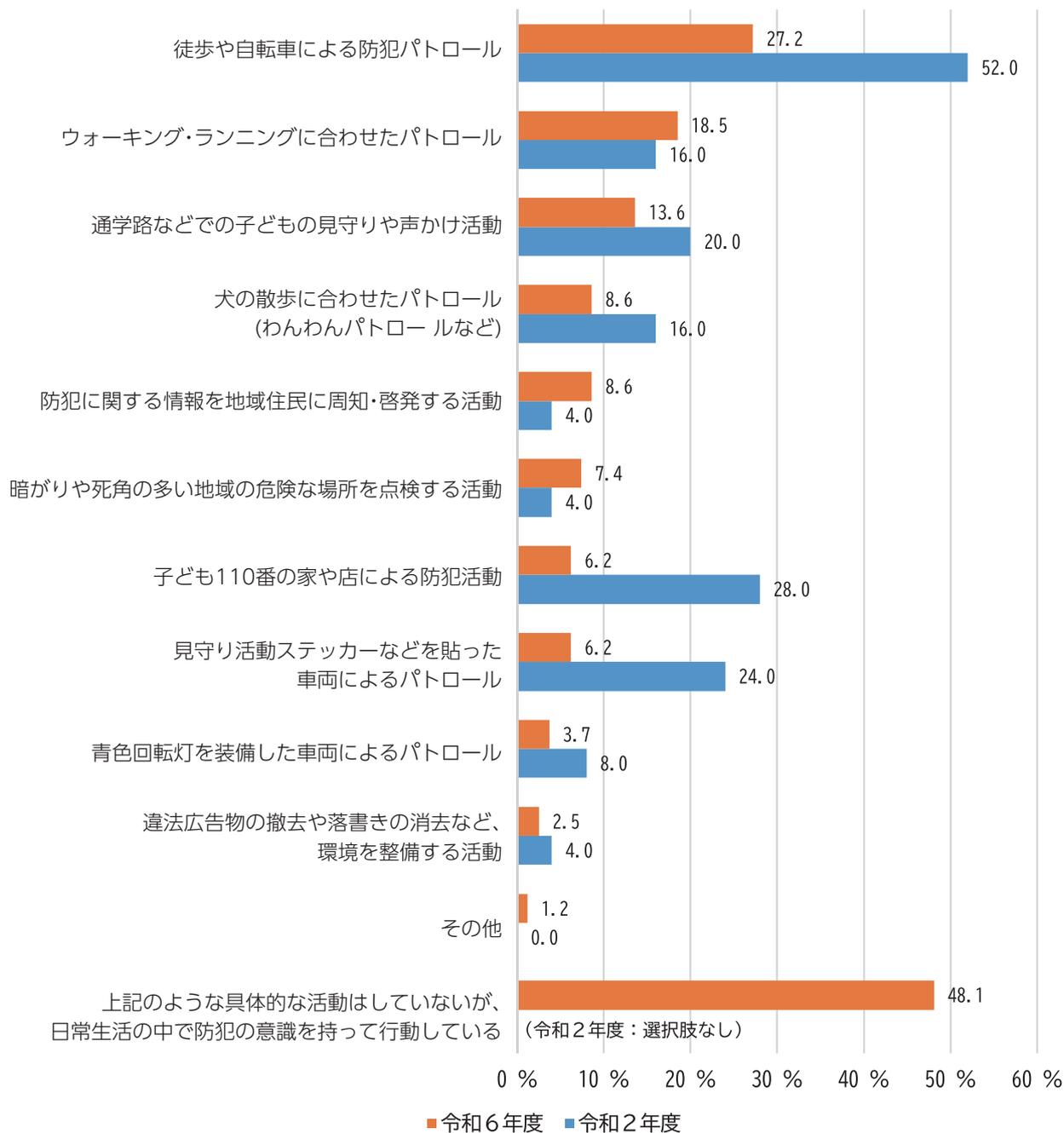
オ 地域で行う防犯活動を行っていますか。

「行っている」人の割合は16.2%と、令和2年度(2020年度)と比較して11.0ポイント増加しています。



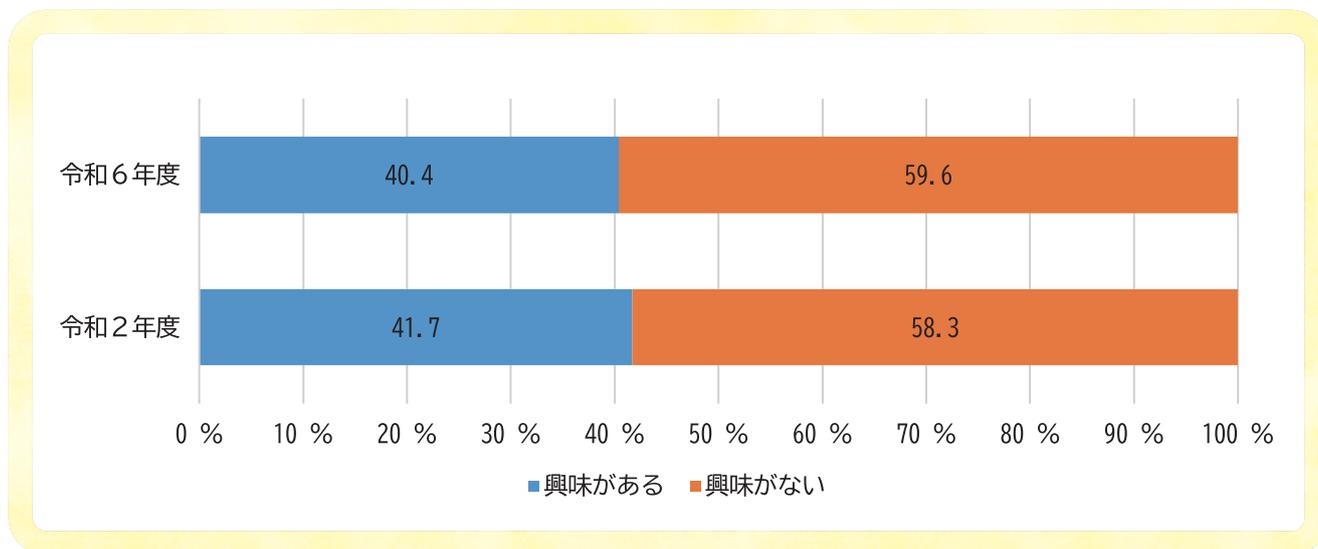
カ 地域で行うどのような防犯活動に参加していますか。(複数回答可)

令和6年度(2024年度)は、多くの方が「日常生活の中で防犯の意識を持って行動している」と回答しています。



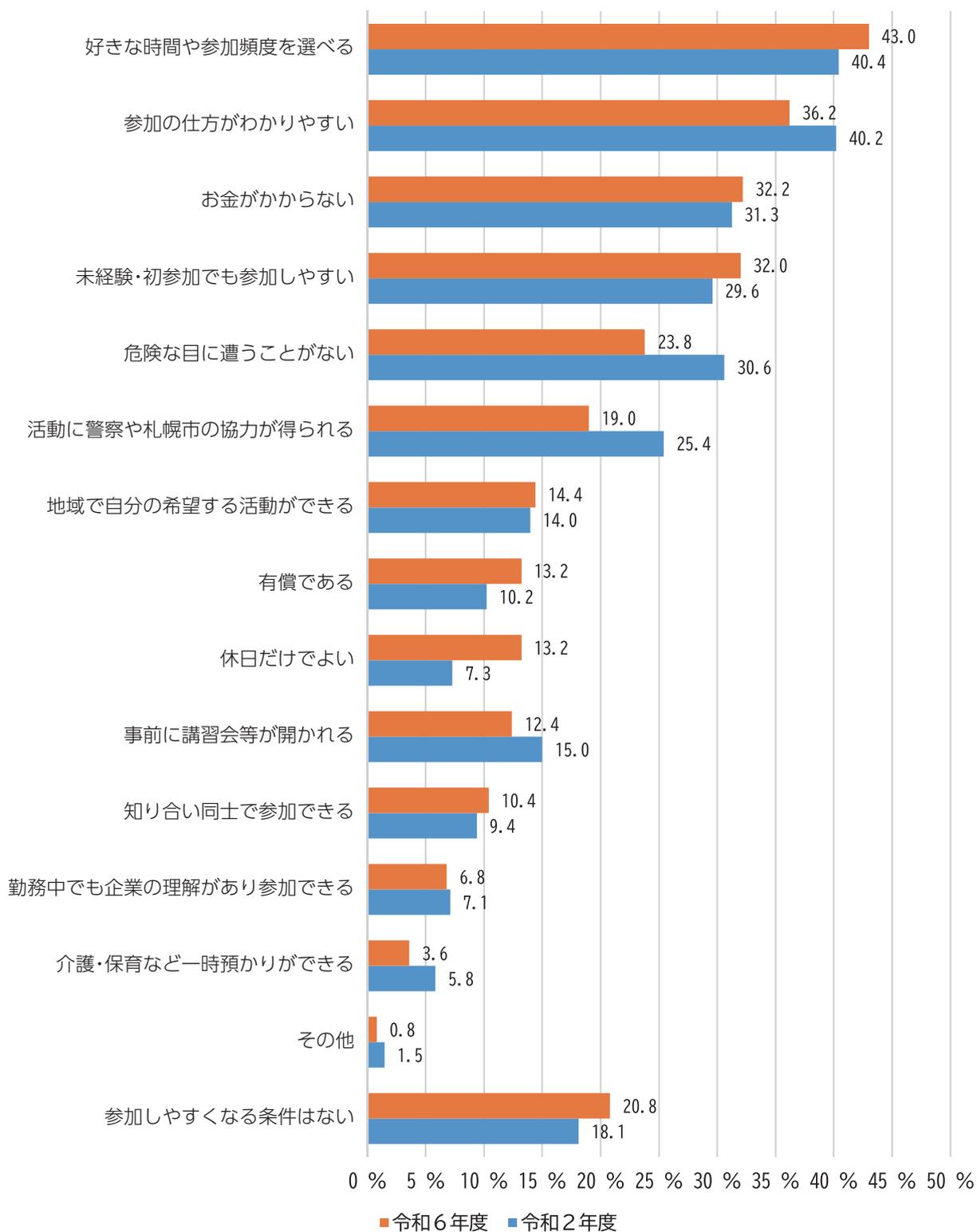
キ 地域で行う防犯活動に興味がありますか。

地域で行う防犯活動に興味がある人の割合は、令和6年度(2024年度)では40.4%と、令和2年度(2020年度)と比較してほぼ横ばいで推移しています。



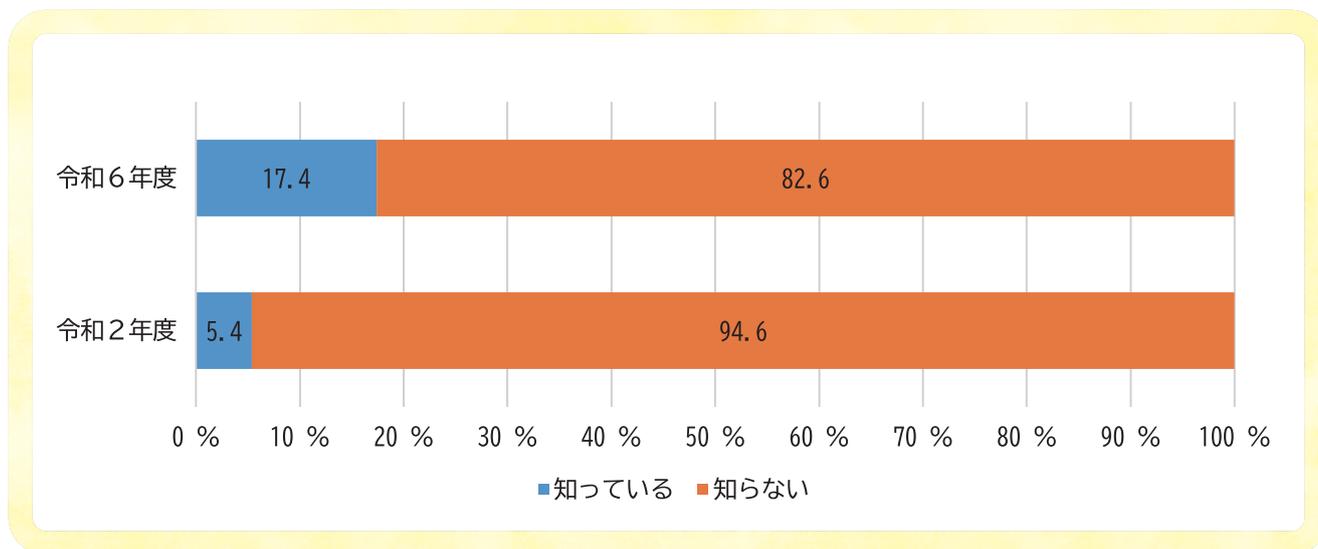
ク どのような条件を整えば、地域で行う防犯活動に参加しやすくなると思いますか。(複数回答可)

「好きな時間や参加頻度を選べる」、「参加の仕方がわかりやすい」など参加しやすさが重視されています。



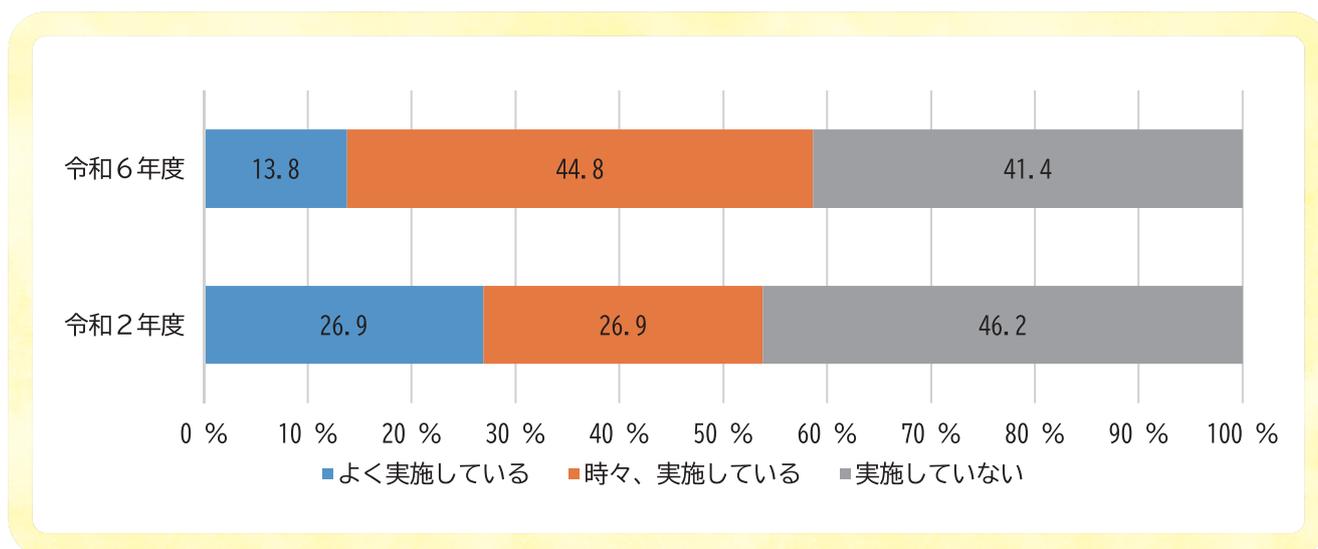
ケ 個人で気軽に実施できる「ながら防犯(ながら見守り)^{※6}」について知っていますか。

「ながら防犯」について知っている人の割合は、令和6年度(2024年度)では17.4%と、令和2年度(2020年度)と比較して12.0ポイント増加しています。



コ 「ながら防犯」を実施していますか。

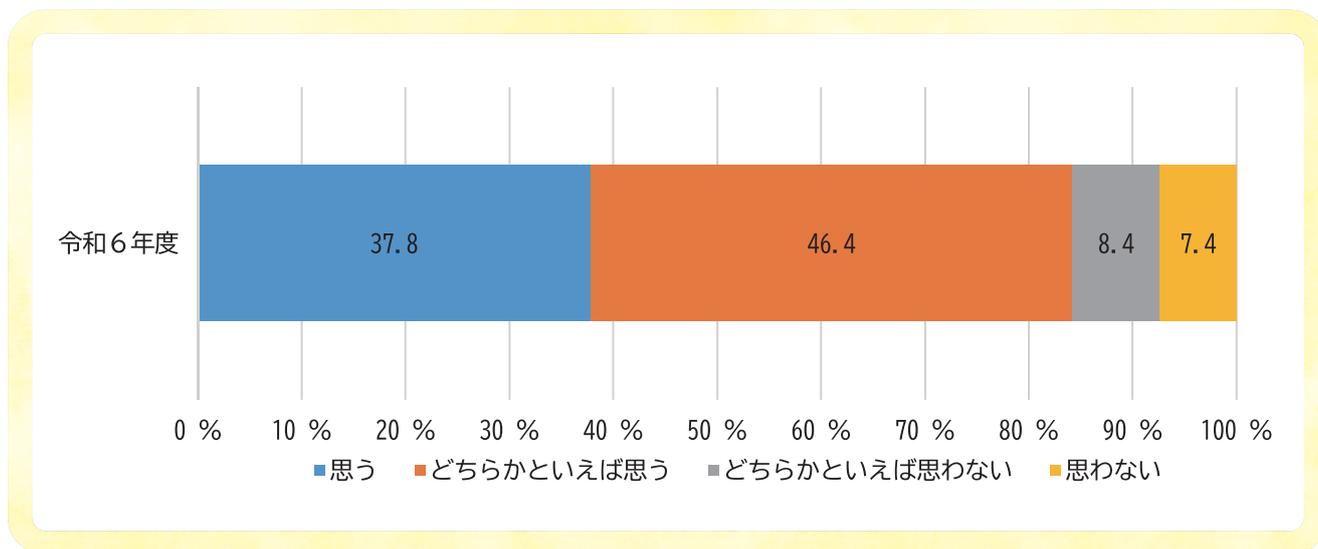
「ながら防犯」について知っている人のうち、「よく実施している」、「時々実施している」人の割合は、令和6年度(2024年度)では58.6%と、令和2年度(2020年度)と比較して4.8ポイント増加しています。



※6 ながら防犯(ながら見守り)
通勤、通学、買い物、犬の散歩などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う活動

サ 犯罪被害者等への支援は必要だと思いますか。

「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した人の割合は84.2%となっており、「思わない」、「どちらかといえば思わない」と回答した人の割合を大きく上回っています。



3 第3次計画の検証

令和2年(2020年)5月に策定した第3次計画では、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標とし、「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」、「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」、「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」の4つの基本方針を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容等について、毎年度、附属機関である「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に報告し、点検・評価を行ってきました。

(参考)第3次計画の体系

【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

<基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

- (基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
- (基本施策2) 子どもに関する防犯力の向上 (重点テーマ)
- (基本施策3) 女性の防犯力向上
- (基本施策4) 高齢者等の防犯力向上

<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

- (基本施策1) 地域における防犯活動の促進
- (基本施策2) 協働による連携体制の充実
- (基本施策3) 地域と一体となった子どもの見守り (重点テーマ)
- (基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- (基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- (基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進
- (基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- (基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 (重点テーマ)
- (基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善
- (基本施策5) 暴力団等の排除

<基本方針4>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する (新設)

- (基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発
- (基本施策2) 総合的対応窓口における対応
- (基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減
- (基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

(1) 成果指標の達成状況

第3次計画では、基本目標である「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」に向けた成果指標として、3つの数値目標を設定しています。

成果指標1の「刑法犯認知件数」は、令和3年(2021年)まで減少傾向で推移していましたが、街頭犯罪の増加等が影響し令和4年(2022年)から増加に転じました。刑法犯認知件数は、市民の体感治安に直結するものであるため、引き続き4つの基本方針に基づいた取組を推進する必要があると考えられます。

また、成果指標2の「自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合」は、この5年間で約4ポイント低下と、減少傾向で推移しています。この間、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民の外出する機会や人と接触する機会が減ったことで、防犯意識の醸成に影響したものと考えられます。

成果指標3の「地域で防犯活動を行っている市民の割合」は、この5年間で約9ポイント増加となっています。特に、令和4年度(2022年度)からの2年間で約10ポイント増加となっており、令和4年(2022年)6月から開始した「ながら見守り活動」登録制度の普及が防犯活動を行っている市民の割合の増加要因であると考えられます。

(表11) 第3次計画における成果指標の達成状況

(成果指標1) 刑法犯認知件数						
基準値	令和元年	2年	3年	4年	5年	目標値
11,718件 (平成30年)	11,047件	8,744件	8,633件	9,650件	11,263件	9,000件未満 (令和6年)

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合						
基準値	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値
89% (令和元年度)	90.7%	—	91.1%	85.2%	84.6%	95% (令和6年度)

(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合						
基準値	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値
7.5% (令和元年度)	5.2%	—	5.6%	10.8%	16.2%	25% (令和6年度)

(出典) 成果指標1:北海道警察による暦年の統計 成果指標2・3:インターネットアンケート調査

(2) 重点テーマの達成状況

第3次計画では、「子どもの安全」を重点テーマに設定し、その進捗状況を適切に把握するため、基本方針1から3にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定しています。

達成目標1の「防犯関連講座の実施回数」は、毎年度小学生を対象に体験型の防犯教室を実施しており、令和5年度(2023年度)末時点で目標を達成しています。この防犯教室は、不審者に遭遇したときの対応方法について学ぶとともに、体を動かしながら具体的な対応方法を学ぶことにより、子どもたちが持つ「身を守る能力」を引き出し、実際に不審者に遭遇したときに役立つ行動力を身に着けることを目的として実施しています。

達成目標2の「ながら防犯活動の登録人数」は、令和5年度(2023年度)末時点で6,837人にご登録いただいています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、「ながら見守り活動」登録制度の開始が令和4年(2022年)6月となりましたが、日常生活の中で「防犯」を意識して周囲を見守る活動は負担感が少なく、多くの市民に受け入れられているものと考えられます。

達成目標3の「町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数」は、令和5年度末時点で268台分の設置補助となっています。防犯カメラ設置補助金の活用を促進するため、補助限度額の増額などの見直しを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内会において防犯カメラ設置に関する合意形成を得ることが困難な状況が生じたため、申請台数が伸び悩んだものと考えられます。

(表12) 重点テーマにおける達成目標の達成状況

基本方針1の重点取組 「子ども110番の家」関連講座の開催

(達成目標1) 防犯関連講座の実施回数	
目標値	実績値
10回 (令和2年度～令和6年度)	17回 (令和2年度～令和5年度)

基本方針2の重点取組 ながら防犯の推進

(達成目標2) ながら防犯活動の登録人数	
目標値	実績値
10,000人 (令和2年度～令和6年度)	6,837人 (令和4年度～令和5年度)

基本方針3の重点取組 町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付

(達成目標3) 町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数	
目標値	実績値
500台 (令和2年度～令和6年度)	268台 (令和2年度～令和5年度)

(3) 各基本方針の主な取組結果

ここでは第3次計画で設定している基本方針ごとに、主な成果を掲載します。

ア 基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【主な成果】

防犯に関する出前講座の実施

安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネットやSNSを利用した犯罪の被害防止に関する講座と子どもをもつ保護者を対象とした講座を新設しました。

(表13) 出前講座開催実績(令和2年度～令和5年度)

テーマ	開催実績
防犯カメラを生かしたまちづくり	12回
子どもの防犯教室	54回
子どもの防犯教室(保護者向け講座)	2回
インターネット・SNSの脅威	24回
特殊詐欺の被害に遭わないために	63回
女性の犯罪被害防止について	5回
合計	160回

体験型防犯教室の実施

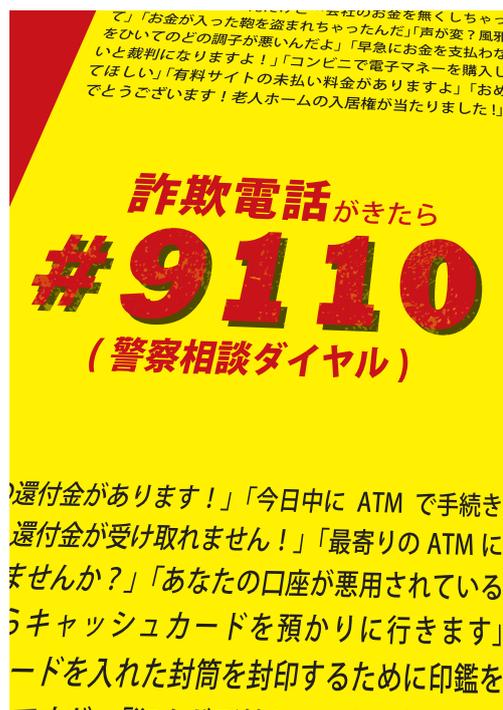
小学生が不審者に遭遇したときの対応方法について学ぶとともに、体を動かしながら具体的な対応方法を学ぶことにより、子どもたちが持つ「身を守る能力」を引き出し、実際に不審者に遭遇したときに役立つ行動力を身につけることを目的に中央区、厚別区、豊平区及び清田区の小学校で行いました。



【体験型防犯教室】

特殊詐欺被害防止のための啓発

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、北海道警察と共同作成したチラシにより啓発を実施しました。特殊詐欺の被害者に占める高齢者の割合は高いことから、民間企業や民生委員、図書館などのご協力をいただきながら、様々な手法で被害防止に関する情報が行き届くような取組を進めてきました。



【啓発チラシ】

イ 基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【主な成果】

「ながら見守り」活動の推進

通勤や通学、犬の散歩などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者の登録制度を令和4年（2022年）6月から開始しました。令和5年度（2023年度）末時点の登録者数は6,837人となっています。

登録者に対してオリジナル「みまもりグッズ」を配布し、見守り活動を支援しました。



【ロゴマーク】

子ども110番の家・店に取り組む地域への支援

通学路などにおける子どもの見守り活動を促進するため、市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置を支援しました。

(表14) 「子ども110番の家」・「子ども110番の店」の登録実績(令和5年度(2023年度)末時点)

	登録数
子ども110番の家	10,513件
子ども110番の店	2,087件



【ステッカー】

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施

多年にわたり、安全で安心なまちづくり活動に尽力してきた方々の功績を称え、社会的評価の向上による活動の活性化を図るとともに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解や地域防犯活動の促進を図るため、地域防犯活動や更生保護活動に貢献した市民、団体及び事業者に対する表彰を実施しました。

ウ 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

【主な成果】

町内会への防犯カメラ設置補助

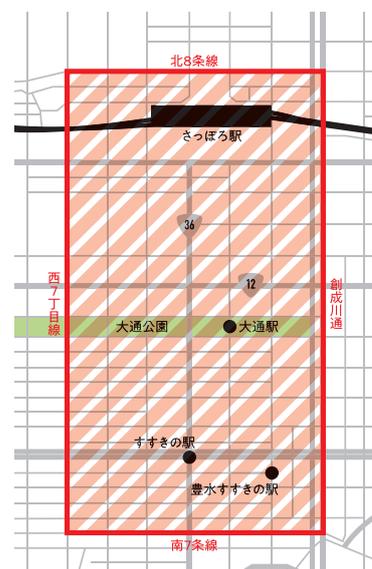
犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つ防犯カメラの設置促進を図るため、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費の補助を実施しました。

補助制度が開始した平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの間に、累計397台の補助を行いました。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例の制定

客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為(以下「客引き行為等」といいます。)の防止について必要な事項を定めた「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を令和4年(2022年)4月から施行しました。

条例に基づき、札幌市客引き行為等防止指導員が市内中心部の客引き行為等を禁止する必要がある区域を毎日巡回し、客引き行為等を行う者に指導等を行いました。



【禁止区域】

歓楽街におけるパトロールの実施

「明るく安心して楽しめるクリーンな薄野」の実現に向けて、市民や観光客を狙った悪質な風俗店や客引き等の注意喚起を目的としたパトロールを関係機関等と合同で実施しました。



【パトロールの様子】

工 基本方針4

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

【主な成果】

情報発信・広報啓発の実施

犯罪被害者やその家族の置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解を深めるため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）の関連行事として、北海道警察、北海道及び（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターと連携した街頭キャンペーンを実施しました。

また、市民を対象とした犯罪被害者支援公開講演会を（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター及び北海道と共催しました。

その他、窓口対応等での二次被害の防止等を目的とした職員研修を実施しました。

相談窓口の設置・情報提供

犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう総合的対応窓口や各種相談窓口を設置し、犯罪等に遭われた方が直面する困難に対する相談支援を行いました。

犯罪被害者等支援制度

犯罪等に遭われた方が、再び平穏な生活を営むことができるよう、令和2年（2020年）8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対して、支援金の支給や家事・住居関連などの助成を行いました。

4 第3次計画の総括と方向性

第3次計画で位置付けられた基本目標を達成するための基本施策のうち、出前講座等を通じた広報啓発、「ながら見守り」活動による地域防犯活動の促進、防犯カメラ設置補助による地域環境の安全性を高める取組については、概ね着実に実施できたものと考えています。

また、令和2年(2020年)8月からは、犯罪被害者等支援制度を創設し、犯罪被害者等支援に関する施策を推進してきました。加えて、すすきの地区を中心とした市内中心部で問題となっている客引き行為等を防止することにより、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とした「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を令和4年(2022年)4月から施行するなど、社会的な問題に対しても対策を行ってきました。

一方、成果指標1「刑法犯認知件数」については、平成13年(2001年)をピークに減少を続けていましたが、令和4年(2022年)から増加に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により停滞していた社会経済活動の回復が人流の増加につながり、街頭犯罪の増加に影響を与えたものとみられています。特に窃盗犯のうち自転車盗については、新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して増加しており(P7)、刑法犯認知件数を減少させていくための課題として認識しています。また、刑法犯認知件数のうち子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が依然として続いており(P9)、子どもの安全を確保するための取組をさらに推進していく必要があります。

成果指標2「自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合」については、第3次計画策定時から減少傾向で推移しています。この傾向は、市民アンケートにおける「自ら実施している防犯対策」の回答結果(P16)からも把握でき、一定数の市民は基本的な防犯対策を講じているものの、「特に何もしていない」と回答している市民の割合については増加しています。防犯意識の向上は、犯罪被害に遭うリスクのみならず、自らが加害者になるリスクの低減にもつながることから、今後も引き続き取り組むべき課題と認識しています。特に特殊詐欺については、高齢者を中心に被害が拡大しており(P12)、組織的な犯罪グループの末端として犯罪の実行犯を募集する闇バイトのような新たな犯罪行為を生む温床にもなっていることから、より効果的な広報啓発を展開していく必要があります。さらに、インターネットやSNSの普及に伴い、これらを悪用した犯罪が後を絶たないことから、さらなる被害拡大の防止が課題であると認識しています。

成果指標3「地域で防犯活動を行っている市民の割合」については、目標値には達してはいないものの、一定の増加がみられ、基本方針2(みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる)の取組の成果が着実に表れてきています。市民アンケートからは、「ながら防犯(ながら見守り)」の認知度が上昇しており(P21)、知っている人の半数以上が「ながら防犯」を実施していることが明らかになりました(P21)。また、防犯活動の参加条件として、活動の時間・頻度の自由度や参加手法の明快さなどが重視されていることが明らかになっている(P20)ことから、「ながら

見守り」活動登録制度をはじめとする、防犯活動の市民参加のさらなる促進が課題であると認識しています。

このように、各成果指標の目標値と実績値には乖離がみられる状況にありますが、一部数値の改善に結びついた指標もあります。また、犯罪被害者等支援制度の創設や「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」の制定など、社会的な課題に応える新たな施策も展開し、計画の推進を図る中で、札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思える人が着実に増加している状況(P14)を踏まえると、第3次計画の一定の成果が表れているものと分析します。

以上のことから、本計画においては、第3次計画において実施してきた市民の防犯意識を高め、刑法犯認知件数を減少させていく取組を引き継ぐとともに、課題である自転車盗対策、子どもの安全確保に向けた取組、特殊詐欺やインターネット・SNSを通じた犯罪被害防止対策などの充実を図り、闇バイト等の新たな課題に対しても対策を講じる必要があります。